

追録

「《改訂第9版》事例耐用年数総覧」において、以下の追加情報がありますので、ご注意ください。

167頁 下から7行目、「このように航空法上～」から次頁最後まで、無人航空機の取扱いにおいて、以下の通り、差し替えることといたします。

一方、航空法では「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の政令で定める機器をいう（航空法第2条第1項）と定義しており、この定義は改正前の航空法の規定と異なるものではありません。

このように航空法では、航空機と無人航空機はそれぞれ別個のものとして定義されており、耐用年数表制定時から一の「種類」として航空機が特掲されていることから、耐用年数表の「航空機」は、航空法に規定する航空機と解するのが相当と考えます。

したがって、無人航空機は、航空機に含まれず、耐用年数適用上いずれの種類に該当するかは、その使用の実態に応じて、車両及び運搬具、器具及び備品又は機械及び装置としての耐用年数を適用することとなります。

ご質問のドローンは書類運搬用として、別表第一の「車両及び運搬具」の「前掲のもの以外のもの」の「その他のもの」の「自走能力を有するもの」の7年を適用することとなります。